平成２６年（フ）第３号
鳥取県東伯郡北栄町江北460番地82、旧住所鳥取県東伯郡北栄町曲353番地２、住民票上の住所鳥取県倉吉市八屋203番地
債務者　石賀　慎一
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第７３号
広島市南区向洋新町１丁目11番16―303号
債務者　日高　麻里（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３０号
福岡県糟屋郡粕屋町原町３丁目11番11号
債務者　小佐々久美子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１号
福岡県直方市大字下境3978番地297
債務者　吉村　健太
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第５号
福岡県直方市湯野原２丁目８番１号　レオパレスアインス102号、前住所福岡県北九州市八幡西区塔野２丁目２番３号
債務者　恩地　美奈
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第５８号
熊本市東区健軍本町39番８号　ハイツ坂本101
債務者　中村　洋一
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
北海道沙流郡日高町富川南６丁目11番５号
債務者　佐怒賀敏雄
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第４号
北海道日高郡新ひだか町静内古川町１丁目３番40号
債務者　古川　和世
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
千葉県鎌ケ谷市初富800番地１　シャルムクレスト103号室、前住所秋田県男鹿市船川港船川字柳沢１番地２　柳沢団地75―２―３号
債務者　石井留美子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６号
新潟市中央区上大川前通12番町2714番地　曙マンション201号、前住所新潟県三条市島田１丁目９番19号
債務者　馬場　輝仁
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第６号
長野県岡谷市川岸東５丁目９番25号
債務者　小口　明穂
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２３号
岐阜県羽島市正木町新井1045番地
債務者　伊藤　　香
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４９８号
大分市向原西２丁目６番25号　ケント工業
債務者　矢野美紀徳
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町３丁目７番34号　山形ハウス
債務者　佐藤　　博
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第３号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町３丁目７番34号　山形ハウス
債務者　佐藤　結子（旧姓柳川）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第５号
福島県郡山市日和田町字大山田13番地　リリィータウンＢ203号
債務者　會田　由紀（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
三重県鈴鹿市弓削町960番地の24
債務者　内田　貴子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
津地方裁判所破産係